

事業完了実績報告書の提出について

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業（車両の登録）が完了したときには「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の完了日から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。

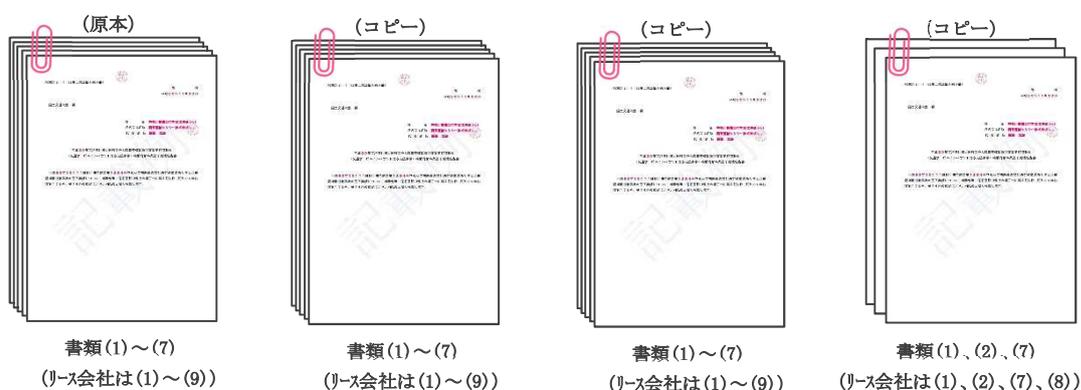
ただし、補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合には、4月10日までに提出する必要があります。

例1) 補助対象事業の完了日：9月1日 → 完了実績報告書の提出期限：10月1日

例2) 補助対象事業の完了日：3月20日 → 完了実績報告書の提出期限：4月10日

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)、(2)及び(7)（リース会社が申請する場合は(1)、(2)、(7)及び(8)）のみで構いません。
- ◆ 提出書類はすべてA4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【完了実績報告書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 平成○年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）補助対象事業完了実績報告書（様式第2-7）【要捨印】
- (2) 平成○年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）補助対象事業完了実績表（様式第2-7別紙2）【要捨印】
- (3) 補助対象事業に係る自動車検査証の写し
- (4) 補助対象事業に係る請求書の写し（登録番号等、購入費用の内訳（オプション、諸費用、車両本体各）及び車名・グレードが確認できるもの）
- (5) 補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）

- (6) 補助対象事業に係る事業用自動車の写真（自動車の前面、左側面、後面（いずれもUDマークが確認できるもの）及びスロープを装着した状態の写真）
- (7) 平成○年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式 2-10）【要捨印】

※リース会社が申請する場合は上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- (8) 貸与する車両・船舶の状況（様式第 2-7 別紙 2-2）【要捨印】
- (9) 自動車リース契約書

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
 - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式 2-7 別紙 2 において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
 - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「(5)補助対象経費の支払いを証する書面（領収証等）」を添付して提出できない場合
 - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」
- リース会社の場合であって、自動車リース料金から補助金相当額を減免せず、タクシー事業者に補助金を渡す場合
 - タクシー会社へ補助金を渡す旨を記載した「**理由書**」
- 平成 29 年度補正予算による補助金交付決定を受けた事業であって、当該交付申請時に必要人数分の UD 研修受講者等の挙証資料を添付できなかった場合
 - **不足人数分の UD 研修受講者等の挙証資料**
- 平成 30 年度当初予算による補助金交付決定を受けた事業にあっては、以下の書面
 - **補助を活用して購入した UD タクシー 1 台につき 3 名以上の UD 研修受講者等の挙証資料**
 - 「UD 研修の受講者調べ」に関する書面（様式指定あり）
 - 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成 30 年 11 月 8 日付け通達）に基づく定期的な研修の実施を証する書面（様式指定あり）